

第 3 8 回

大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成19年10月16日(火)

大阪キャッスルホテル7階

「梅の間」

開 会 午後2時35分

○並河課長代理 ただいまから第38回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

まず、本日の出席状況でございますけれども、現在のところご欠席の連絡をいただいておりますのは、小川委員、寺澤委員、服部委員、松本委員でございます。

山際委員、藤田副会長、武智委員につきましては、まだお見えになっておられませんけれども、おそらく遅れておられると思いますので、時間の都合もございますので、先に始めさせていただきます。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

○並河課長代理 それでは、本題に入らせていただきます。郡寫会長、よろしくお願いたします。

○郡寫会長 本日は、ご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日、新聞社等の取材や撮影の許可を求められているところはございますか。

○辻課長 ございません。

○郡寫会長 それでは、本日の資料からご説明をよろしくお願いたします。

○辻課長 今日お渡ししております資料について、ポイントのみ簡単にご説明したいと思います。お手元に「第38回大阪市廃棄物減量等推進審議会資料」と「参考資料」の2つがございます。今日は、京都市さんにご無理を申しまして、京都市さんの審議会資料を使わせてもらっておりますが、審議の参考にということでよろしくお願いたします。これも、後で内容にかかわってご説明したいと思います。

資料の1ページをご覧いただきたいと思います。これまでの審議内容の項目整理と今回の審議内容ということで、3点に分けてまとめさせていただきました。今回は、2の②と3の①について、ご審議をいただきたいと思います。また、この1ページは、これまで審議会でご審議をいただいていた項目につきまして整理をさせていただいております。

1点目は、大規模建築物についての減量施策ということで、大阪市が推進してまいりました大規模建築物における減量指導をはじめ、さまざまな課題について提起をし、アクテ

イ大阪等、ごみの減量等で非常に先進的な取り組みの事例を紹介させていただきました。
第36回審議会の内容を集約させていただきました。前回第37回審議会の時に、大規模建築物における減量施策の方向性について概ねご確認をいただけたと思っております。

2番目の中小規模事業者における減量施策の関係でございますけれども、前回、中小規模事業者における減量の手法と課題を提起させていただきました。他都市調査に基づきまして一応、紙ごみに焦点を当ててシミュレーションをさせていただいております。それから、10kg未満の排出事業者の取り扱いとして課題の提起をさせていただきました。

今回は、第37回審議会にて提起をさせていただきました中小規模事業者の減量施策の問題、そこでご指摘をいただきました内容を踏まえて、もう一度方向性とごみ減量施策についてご議論をお願いしたいと考えており、最後にアパート・マンションの収集の問題について若干提起をさせていただきました。ご意見を頂戴したいということでございます。

2ページをご覧ください。本日ご議論をお願いする前段といたしまして、第37回審議会にて中小規模事業者の減量施策についてどういう課題があり、どういうご意見をいただいたかという点について、概ね整理をさせていただいております。前回の審議を振り返る意味で、若干ご説明いたします。

まず、今までの表現とちょっと違っている点があります。先にご説明しますと、表題のところに「中小規模事業者における減量施策について」と書いております。今までは「中小零細事業者」という表現を使わせていただきましたけれども、今回の審議会から大規模、中規模、小規模という区分けにさせていただいております。

それでは1項目でございますが、大阪市の現状認識ということで、事業系ごみに関しては、排出事業者の責任に基づいて自ら取り組みを推進することが中心課題であるという認識から、紙ごみの減量手法についてシミュレーションをやらせていただきました。これをごみとして排出しないシステム、発生抑制の手法を排出者責任に基づいて実践するという方向がいいのではないかと。そのために大阪市のコーディネーターの役割を果たしていこうということであったと思っております。

同じく事業者責任を果たしていただく場合に、10kg未満の排出事業者の課題がございます。この辺が無料で排出できるシステムになっているのを、減量施策の手法の1つとして経済的なインセンティブ（有料化）を導入することを考えてはどうかということをご提起させていただきました。これに対しまして、今まで無料というシステムになっておりました関係上、やはり十分に議論し慎重な対応が必要だということをご意見をいただいたところでござ

います。

それから2項目でございますが、減量施策を考えるに当たっては、もっと詳細に状況分析をすべきではないかというご意見をいただいております。事業所の業種・業態別の分布、リサイクルの受け皿の状況把握などのご意見をいただきました。また、ごみゼロリーダーの活動状況を詳細に把握し、特に地域の事業者への働きかけなどの取り組みがあるのかどうかという実態把握の必要性についてご意見をいただきました。このご意見につきましては、別途参考資料にまとめさせていただいておりますので、後ほどご説明をして、本日のご議論の素材にさせていただきたいと考えております。

3つ目は、減量施策の進め方ということでもいただいたご意見を集約させていただきました。大阪市としてまだ詳細な状況が十分に把握できていない状況の中で、一例として、紙ごみのシミュレーションを行い、課題として提起させていただいたわけですが、そういう状況の中で一律に減量施策を行うことは困難ですよというご意見をいただきました。地域あるいは事業者でごみ問題に対する意識差、温度差があり、業種も非常に多様化している中で、1つの施策で全市一体的な取り組みを進めるのは非常に難しい問題があるのではないかとご指摘だったと思います。

そこで、いろいろな施策の検討が必要であるけれども、例えば減量施策のモデル地域をつくって実践し、その効果を踏まえながら進めていくのはどうかというご意見をいただきました。そのために大阪市がコーディネーターの役割を果たすわけですが、単に大阪市が処理するごみの処理量を減らすということではなくて、資源化される分も適正に処理（リサイクル）されるという流れを十分把握して、市民に情報提供する。また、例えば再生品の使用促進、リサイクル品などを積極的に使用促進するということにも視点を当てて、積極的に情報提供をすべきではないか。具体的な事例としては、区民まつりの際に紙パックを持ってきていただいたらトイレトペーパーと交換をするということもやっておりますので、そんなことも積極的にアピールしていくということであったと認識しているところでございます。

それから、10kg未満の排出事業者の無料収集につきましては、分別排出を意識的にやっていたくためにも、また、排出者責任の徹底を図っていく視点からも無料収集という形態を見直していくべきではないかというご意見をいただきました。

続いて3ページに移ります。2ページの議論でご報告した審議内容を踏まえまして、今日ご議論いただく問題として、基本的な方向性を提起させていただいております。

まず、事業者自らの取り組みを推進するためコーディネーターの役割を果たすということで、先ほどご報告させていただいた点であります。

具体的な減量施策については、一律的な方法ではなく、業種あるいは地域特性を考慮した減量施策を検討すべきではないかという点。さらに、施策の推進に当たっては、モデル的に事業を実施するのはどうか。そこでの効果、課題を検証しながら、本格実施を検討する。そのモデル地域は、例えば商店街単位とか町会単位、グループ、フランチャイズの企業単位として、何か取り組める課題を検証してはどうかという方向性でございます。

そのために、それぞれのモデル地域等でごみ減量を実施していくターゲットを絞らなければなりません。前回ご紹介いたしました他都市の調査等からごみの中でも紙ごみの組成率が高いので、そうした再生利用な紙類を1つのターゲットにしていこうという方策。同時に、現在、事業系ごみの排出実態調査を行っていますが、この結果を参考にしてごみ減量のターゲットを設定するというのも検討すべきではないか。事業系ごみ排出実態調査につきましては、現在、資料を収集しているところであり、集約できるまで若干まだ時間がかかると考えております。

また、10kg未満の排出事業所について、経済的なインセンティブ、ここは一応の思いとしては有料化を図るということで、その導入の検討を行うけれども、いろいろ課題がありますので、そうした課題について整理を行うとともに、引き続き慎重な検討を行っていかねばならないのではないかと。もう1つ、この審議会では無料収集というのは見直すべきではないかというご意見をいただいておりますが、経済的なインセンティブの具体的な導入方法については、この審議会で議論をいただくということではなくて、ごみの手数料体系そのものにもかかわってまいりますので、改めて審議会での議論が必要になるのではないかと考えております。

そういう整理をさせていただきまして、今日の議論の素材として、4ページ以降にごみ減量施策のモデル事業の手法の考え方を示させていただいております。その前に、参考資料の方でご説明をさせていただきたいと思っております。

参考資料につきましては、1ページから12ページに大阪市の地域特性について、また13ページから15ページに集団回収の特徴について整理させていただいております。まず、1ページには大規模、中規模、小規模事業所がそれぞれどういう分布になっているか、それから業種ごとにどういう分布になっているか、図式と表にさせていただいております。

事業所総数として約20万ございますが、その配置はどうなっているのかということで、

1ページにそのまとめの表、2ページにはどこの区が多いか少ないかを示させていただいております。やはり一番事業所数が多いのは中央、北、淀川区、少ないところは鶴見、大正、此花という状況でございます。

3ページ、4ページには、大規模と中規模の事業所数、5ページには小規模と分けまして、それぞれの事業所数がどれだけあるかということです。この大規模、中規模、小規模事業所の区分につきましては、参考資料の12ページに分類根拠についてお示しさせていただいております。いろんな法律の関係はありますが、ここでは一応の区分けとしては、大規模は100人以上、中規模は20人以上100人未満、小規模については20人未満、あるいは業種によりましては5人未満という区分けをしておりますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

2ページから4ページで明らかなのは、大規模、中規模、小規模事業所に分けますと、それぞれに北、中央、西区が事業所の多い区で、小規模事業所が多い区は生野区、少ないのが鶴見区、大正区、此花区で、5ページの右は総事業所数に対する割合で、東成区、西成区、生野区では小規模事業所が非常に多いということになります。

6ページ以降は、建設業、製造業、卸売業・小売業という業種ごとに、事業所数の多いところ、少ないところの比較をお示しさせていただいております。ここで京都市さんの資料の3ページをお開きいただきたいと思います。「業種別の資源化可能物の割合」を見ていただきますと、例えば古紙類の小計では、建設業は資源化可能なごみの割合が2割ぐらい、製造業は10%台ですが、卸売業になりますと24%ぐらい、事務所ビルが22%ぐらいあるということで、こうした業種ごとに分類をすると、その業種ごとに減量施策のターゲットが絞れるということもございまして、参考にさせていただいております。

続いて、業種ごとの報告でございますが、8ページには、建設業の状況につきまして、淀川、北、中央が非常に多くて、福島、天王寺、東成が非常に少ない。製造業につきましては、東成、生野、平野区が非常に多くて、阿倍野、住吉、此花区が少ないという状況。それから、卸売業では紙ごみが多いということでもございましたが、9ページを見ていただきますと、北、中央、西区が多くて、此花、大正、鶴見区は少ないという状況がございまして。各業種にわたりまして、大体淀川、北、中央区が多くて、周辺の住宅地が少なくなっているということです。

11ページには、産業分類別・事業所規模別の事業所数ということで、それぞれの事業所数の比率を示させていただいております。業種的に多いのが卸・小売業で、これに分類さ

れないサービス業の関係が続いております。

続いて、13ページに資源集団回収登録団体を書いております。紙ごみの分別に焦点を当てて中でのいろんな取り組みのパターンを前回お示しいたしましたが、その中で地域の集団回収とご一緒するのもいいのではないかとということで、例えばモデル地域で集団回収団体と事業者の方とのマッチングを進めるための参考資料として、お示しさせていただきました。資源集団回収支援制度は、平成18年度から支援策を拡大したのですけれども、現在のところ 1,877団体ございまして、多いところは平野区、城東区です。逆に、事業所数が非常に多い中央区等につきましては、資源の集団回収で登録していただいている団体が少ない。

これを人口比なり世帯比で見たものが14ページ、15ページです。取り組みが非常に進んでいる区は、市内の北東部、旭、都島、城東、鶴見とか、あるいは東住吉、港区が人口当たりで見ますと取り組みが進んでいると言えます。それから、世帯当たりで一番多いのが旭、都島、城東、鶴見区と、東住吉、住之江区でございます。従いまして、こういう集団回収団体とそれぞれの業種業態の事業所との連携した取り組みをいかにしていくか、そのための資料としてこれをご用意させていただきました。

資料4ページに戻っていただきます。この参考資料を基に地域を特性ごとに分けると、ア～エということで、都心部・北部、西部臨海部、東部、南部という分けができます。そこに書いておりますような地域の特性がございますので、それと集団回収の地域特性と合わせて、今後、いろんな手法を考えていただく参考としていただけたらどうかと考えております。

それを図式化したものが5ページで、事業所が少ない地域、中心区（北、中央、西あるいは淀川区のようなたくさんオフィスがある地域）、それから市内の東部（生野、東成、旭、鶴見等小規模事業所が多いところ）、その他の周辺区と分けられるわけで、中心区については、第37回審議会でも申しましたが、オフィス町内会と表現していますが、これがグループ企業単位とか商店街ごとでも結構です。そういうグループでごみ減量を進めることを検討してはどうかという提起でございます。また、非常に事業所の少ない部分、西部臨海部につきましては、集団回収を活用させていただいて進める、集団回収団体と連携をする方向というのはどうか。同時に、小規模事業者が多いところにつきましては、集団回収団体と事業者町内会とが力を合わせて実施していく方向としてはどうかということでございます。

これを具体的にイメージしたのが6ページで表現しております。(3)のAは、事業所が点在化している場合。集団回収の地域があつて、そこに事業所が点在をしている。その中で、排出事業者に対して分別指導を大阪市から願ひする。大阪市が資源の集団回収の実施団体と事前調整をし、協力依頼をしながら、排出事業者にここに協力をしていただくようにコーディネートすることによって、資源の回収サイクルに回っていくのではないかとというのが1つの考え方でありまふ。

Bにつきましては、事業所が密集している地域。例えばオフィス町内会と表現をしておりますけれども、商店会あるいは企業さんが集まっている団地のようなところにごみ減量の願ひをしていく場合に、そこが資源回収業者と取引をなさっていたら、そこと事前調整をする。あるいは、事業所にそこに参加をしていただく。そういうこととしてコーディネートしていく。具体のご議論をいただくためのイメージとして、そこに提起させていただきます。

5ページの上、地域特性を踏まえたモデル事業の手法ということで、市内の中心区では、事業所数とか中規模事業所が多く、集団回収が少ないので、その辺は企業のグループ単位、商店街あるいはオフィス町内会等で連携した回収システムのモデル事業を実施する。市内周辺区につきましては、地域の集団回収を基本として、オフィス町内会などが連携したモデルを描くということで、中心区と周辺区の違いに応じたいろんな試みができるのではないかとということで提言させていただきました。

7ページですが、そのようにするには、いろんな問題を整理していく必要がございますし、前回の審議会でもご意見をいただきました民間のリサイクルルートの整備状況とか、大阪で具体的にどういふ排出実態があるのかという調査をしておりますが、そういうことを参考にしながら進めていくことが必要ではないかと考えております。

8ページにつきましては、また後でご説明させていただきますが、これまで第37回審議会でご議論いただきました点を踏まえ、改めて業種業態、資源集団回収の地域特性等も併せて提起させていただきます。まず、この点につきましてご討議を願ひしたいと思います。

○郡寫会長 前回、事務局から提示していただきました資料に基づきながら、皆さん方のご意見をいただきました。それを踏まえた上で再度検討し、業種業態、地域特性、あるいは市民の意識、さまざまなことを考えながら、それぞれの地域に合った形での取り組みを進めていきたいということで、少し事例をまじえながら説明をしていただきました。さ

らに議論をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○花嶋委員 不勉強で申し訳ないのですが、確か大阪市の地域の集団回収団体への支援の仕方というのは、お金ではなかつたような気がするんですが、一度詳しく教えていただけないでしょうか。

○山本課長 大阪市の場合、まず10世帯以上で構成いただく住民団体、これは町内会とか子ども会等でも結構ですけれども、登録いただきますと、活動に対して事務的な経費もいるだろうということで、1団体当たり年額 5,000円の報奨金を出させていたひております。また、実際に各団体で再生資源業者さんに引き渡していただきますが、その活動報告等をいただひて、それに対する奨励品として、古紙の回収量に応じましてトイレトペーパーやノート、コピー用紙といった古紙再生品、子ども会でしたらノートなどが使われるでしょうし、町内会でしたらコピー用紙も使つていただひくということで、そういった古紙再生品を奨励品という形で支給させていたひております。

ただ、先ほど課長から、支援制度をちよつと拡大をしたということで、特に回収量の多い団体ですと、例えばトイレトペーパーですと、私ども、1年間の活動に対してお渡しするということで、一度に渡してしまふものですから、なかなか保管場所の確保も難しいということで、物の換算率に従つて一定程度、1年間で1万kg以上の団体さんに関しましては、現金によることも選択していただける形で、一部現金、主に品物というような形になっております。

特に団体に対してしか、報奨金を出していません。関東等は収集する業者さんの方にも支援をされている自治体もござひますけれども、大阪市につきましては、集団回収の団体に支援をさせていたひているという状況です。

○東元専門委員 少し以前に、私どもの処理業界と古紙の再生業者さんの業界で異業種交流会みたいなことをやつて、情報交換をやらせていただきました。非常に皮肉な社会情勢というんですか、最近、ちり紙交換が町の中から姿を消してるといふか、非常に少なくなつてるといふ話が出ました。それは、1つには、今日ここにも出ている市民参加の資源集団回収がたくさん出てきて、そういうものを活用されているということで、特に市民ごみの中から出る新聞紙とか雑誌のいわゆる紙ごみについては、そういうところに結構うまく回収されているということをおっしゃつていました。それがすべての理由でちり紙交換が減つてるといふことではないと思ひますけれども、そういうことをおっしゃつていました。

それと、いわゆるオフィス町内会ということで、市民がやっているようなモデルを企業レベルでもやれないかというシミュレーションのお話だと思いますけど、資料7ページの手法についてのメリットと課題というところで、我々回収する立場からしても、この課題で1つ考えられるのは、もしこのシステムを企業に落とし込んだ時に、例えばそれをどこに持っていくのか。単純にストックヤード的な場所の問題と、もう1つは機密保持といった問題も考えておく必要があるのではないかなど。新聞、雑誌であればいいですけども、オフィスペーパーということになると、機密保持という点をどのようにクリアするのかというところで少し課題となるのではないかという気がしましたので、これについては提案ということできさせていただきたいと思います。

○村田委員 事業所ごみということですが、先ほどから話がありましたが、この事業所ごみを考える時には、昼間人口で考えるのか夜間人口で考えるのかという問題が1つあるかと思います。参考資料の最後に世帯数でという話がありましたが、これは夜間人口を想定されている。あるいは、事業系の一般廃棄物については、やはり昼間人口的な発想で思想を流していく必要があるのではないか。この点、ちょっとご検討を願いたい。

それから、町内会の話が出ましたが、今、振興町会なんかがあるようですが、これも夜間人口的な発想で組織されているのではなかろうかと思います。事業者、株式会社は振興町会のメンバーになり得るのかどうか。そうすると、事業者、オフィスの町内会と振興町会と同じようなレベルで考えることができる。振興町会とオフィス町内会とは全然別なんだということになったら、また別の施策をしないとイケない。それを同じようにひつつけられるのかどうか、考え方を教えていただきたいと思います。

○武智委員 振興町会のことが出ましたから、オフィス町内会とのことでお答えしたいんですが、よろしいですか。

振興町会の場合は、事業をしていない生活的な要素の世帯ばかりの結集体でありますから、事業をしている事業者との結集というのはほとんど不可能なんですね。また、目的も全然違いますので、これは全然可能性がないというふうに私どもは解釈しております。また、機能も全然違うと思います。従いまして、一緒にこれを討議をしていくということはほとんど意味を持たないと思います。

○辻課長 ここで提起させていただいておりますのは、1つは、振興町会としてのいろんな取り組みがありますね。その取り組みの中のごみ減量・資源化という視点で事業者が連携していくと、企業さんがCSRを果たしていくことになる。そんな取り組みを地域で

一緒になって取り組むことによって、ごみ減量ができないかと、そんなことを提起させていただいております。組織が一緒になるかどうかというのは、今、武智委員がおっしゃっておりますので、そのようなことだと思います。

夜間人口か昼間人口かの取り扱いでございますけれども、一応事業系ごみにつきましては、もちろん企業さんの事業活動に伴って出てくる一般廃棄物でございますので、当然、そのごみは昼間人口を反映しているのではないかと考えています。後ろの参考資料の中で出している分は、あくまで市民の皆さん、それぞれのご家庭が中心になって進めておられる集団回収団体なので、そういう取り組みは、お休みの時にされるということで、ここでは一応の比較の問題として夜間人口で資料として示させていただいております。

○村田委員 先ほどオフィス町内会の話がありましたが、確かに中央区、北区、淀川区は事業所数が多いということで、西区も含めて、オフィス町内会は可能かもしれませんが、事業所が点在して、小さな家内工業、零細工業があつて、そこに例えば八尾市から従業員が2、3人来ているというような平野区とか、あるいは東住吉区でも同じような事業所がある。そういうばらばらしているところはオフィス町内会もできっこないですから、やはり別の施策、今日資料をいただいたのですが、上位3区とか下位3区とかいろんなデータが出ていますけれども、従来のあり方をもう少し検討したらいいのではないかと思うわけです。

○辻課長 東元委員からご指摘があつた分ですけれども、場所とか機密保持の関係では、我々としても、今後、民間のリサイクルルートの整備状況をきちっと把握をした上でやる必要があると考えています。どこかで不法投棄されるとか、あるいは不適正な処理をされるというのは大阪市としては絶対にいかんという立場なので、その整備状況等を把握する中で、機密保持の文書についても、実際にそういう業者があるのかどうかということをきちっと押さえた上で、取り組みを進めなければならないと考えております。前回、宮川委員からもこのご指摘をいただいたと記憶しております。

○村田委員 機密保持に関して、最近、シュレッダーの普及が非常に多いですね。それで、ビニール袋を買ってきて詰めるのですが、すぐ一杯になっちゃうんですね。私の事務所でもシュレッダーはいっぱい使いますから、すぐに満杯になる。それをどういうふうに処理されているのか、市の方で紙ごみということになるのか、あるいは業者をお願いしているのか、その辺をちょっと教えていただけませんか。機密保持の関係で、事業所ではかなりシュレッダーが普及していますので、教えていただいたらありがたいで

す。

○東元専門委員 私は、専門業者ではないのですが、少し知り得た情報で言いますと、おっしゃるようにシュレッダーがすごく普及してしまっていて、それこそメーカーさんなんかが出張サービスということで、車をオフィスまで持って行って、その場でシュレッダーするというサービスも最近出てきています。

その後、どういうルートでどんなリサイクルをされているのかということですが、紙というのは繊維物質でして、前にお聞きした話では、シュレッダーの幅が5mm以下ぐらいになると再生ができない。通常、溶解処理をされるそうですが、完全に水に流れてしまうということと、繊維物質がほとんどなくなってしまうので、技術的なことを言うと、5mm以下になると、正直言って再生はしんどいとおっしゃっていました。

シュレッダー屑は、一部、街頭で配られるようなティッシュペーパーに使われているケースもありますが、どちらかと言うと安いボール紙とかに活用されているのが多いということで、情報提供させていただきます。

○村田委員 市の方では引き取ってないんですね。

○東元専門委員 市の方では、基本的には焼却することになります。少し付け加えさせていただくと、最近、そういうケースも少し以前よりは減ったかなと思いますが、大企業ですと、非常に重要な書類、決算書類とかになってきますと、我々が現地で回収する時に必ず立ち会いをされて、パッカー車に完全に投入が終わって、焼却工場まで横に乗られてついてこられるんですね。そして、焼却工場のピットでそれを捨てる所を写真に撮られるということで、重要書類になってきますと、やはり企業の方は完全焼却をお願いしたいというのがいまだにあります。

確かに最近、地球温暖化という観点からは、できるだけそういったものもリサイクルしていく方がいいだろうという認識はありますけれども、現状としては、まだまだ焼却をお願いしたい、あるいは焼却の証明書がどうしても必要だとか、社内的なルールもあって、やはりまだ完全焼却を希望される場所もあるということです。

○原田委員 事前に新聞記事を入れていただきまして、市の考え方ということで、特に決定したものではない、今審理中であるという資料が入っていました。私は地域で集団回収をしていますが、どうして皆さんが協力なさるかと言うと、業者さんからいただく対価と、市の方が拡大してくださって、うちの場合は1万kg以上の回収ですので、トイレトペーパーとかの再生品ではなくて、その分を換金していただいている。それがすべて地域

活動に使えるということで、集団回収で汗をかくと非常にメリットが大きいので、皆さん、どんどん協力される方が増えています。

先ほどの話ですが、事業系の方も、処理費用がすごく負担になって、回収システムに乗せることで一定経費が助かるというようなメリットがはっきりした場合、協力する気持ちになられるのかなど。回収のための社内での協力依頼とか、分別とか、かなりコストがかかっている部分がありますので、たぶんそれがないと難しいかなと思います。

その前提が必ず必要だと個人的に思うのと、それを前提にしてどういうシステムがいいのかということが、今、検討されているオフィス町内会とか地域特性ですが、実は私は、地域の集団回収だけではなくて、夫が経営している中規模ぐらいの会社の資源回収の担当を、素人ですけれども2年前からやっております、一定成果が出ております。その経験から発言しますと、地域の中のシステムというよりも、まずテナントビルとかビル管理会社みたいのところとタイアップして、ビルあるいは地下街の回収は、どういう方法ですると各テナントさんに負担なく協力してもらえるとか、テナントごとに融通したいろんな細かいやり方で協力が進むかというような、資源回収のお助け隊みたいなものをつくるシステムがあったら、あとは個別に対応しながら一定程度回収できていくのではないかなという案を持っていますので、今回の中ではちょっと検討しづらいかと先ほどから思っていました。

○辻課長 今の原田さんのご経験の中で、例えばテナントごとでいろんな取り組みのご経験をなさる時に、今はどこかでそういう情報を得ておられるのでしょうか。お助け隊というのは、例えば行政から情報提供できるような、何かそういうシステムがあったらいいですねというご提起でしょうか。

○原田委員 例えばごみ問題に関心を持っていらっしゃる市民活動をしている方とか、ごみゼロリーダーさんとか、事業系ごみの資源回収に対して、企業を手伝っているいろんなアイデアを出しながら企業の間システムづくりに協力するような、そういうお助け隊みたいなのができたらいいのかなと思ったんです。

○郡塙会長 なかなか議論が進みませんが、もう少しアイデアを出さなくてはいけないような気がしますね。そういう面では、これももう少し議論していかなくてはいけないだろうと思いますが、できれば他の自治体の中でのユニークなどいいですか、いくつか参考になるようなものがありましたら、そういうことも引き続き検討の範囲に入れながら、この議論のまとめの方向にお願いしたいと思っております。

もう1つ、今日はアパート・マンションの収集についてということがありますので、こちらの方に後の時間を割きたいと思います。これも資料に基づきましてご説明をいただいて、皆さん方のご意見をいただきたいと思います。

○辻課長 それでは、審議会資料の8ページ、アパート・マンションの収集についてということで提案させていただいております。

この問題につきましては、当初の審議会でご提起をさせていただいた時に、大阪市は、家庭系のごみ、事業系のごみという区分けになっておりますが、家庭系のごみの中にも、公共施設といいますか、大阪市が有料で収集している事業系のものも含まれている。一方、事業系のごみの中には、事業者の一般廃棄物と合わせて、アパート・マンションで業者収集にご依頼をされ、収集されている量も入っているということでご紹介をさせていただきました。そんな経過もございますので、事業系ごみの減量ということでご議論いただく時に、アパート・マンションの問題につきましてもご意見をいただけたらと思います。

アパート・マンションのごみ収集における現状と課題、それから想定される要因ということで提起をさせていただいております。

まず、課題でございます。平成18年度の実績で、許可業者さんが収集されているもの、大阪市が収集しているものということで、ごみの量と資源化の量、それがどれだけの割合になっているかを提起させていただきました。市民の方にも分別収集をお願いしておりますが、「隣のアパート・マンションはそのまま全部持っていつてはりますよ」ということをこの頃よく聞きます。

それで、資源化量を比較しますと、大阪市の場合は、資源化の協力をしていただいた分が8.5%、業者収集の方は0.6%になっております。

それで、次に現状でございますが、あくまでこの数字につきましては、許可業者さんの契約台帳から試算をしております、アパート・マンションの契約件数が1万1,000件ですので、そこでの量8万tを対象に資源化量を推計いたしております。

許可業者さんで資源ごみを集めていただいて、それをどういう形で大阪で受けているかと申しますと、資源ごみと容器包装プラスチックについては許可業者さんが収集された分を、焼却工場にコンテナを設置いたしまして、そこに搬入していただいております。ただ、1台の収集車両にすべてが資源ごみあるいは容器包装プラスチックが積載されている場合は、大阪市が市民の皆さんを対象に収集した場合、中継地に集めておりますが、その中継地へ搬入していただいているという実態もございます。それから、普通のごみは許可

業者の収集になってますけれども、資源ごみと容器包装プラスチックにつきましては、大阪市が収集日を決めて分別収集しておりますので、その日に出されているケースもござい
ます。その場合には、収集量が直営収集量にカウントされております。

このような実態になっております要因ですが、2つ挙げております。

大阪市では、分別収集のご協力をいただくために周知ビラの配布を行っております。資源ごみにつきましても、容器包装プラスチックの分別収集につきましても、分別にご協力
いただく市民の責務がございまして、当然ご協力をいただかないといけないということ
になるのですが。ただ、実態としては、許可業者さんが収集しておられるアパート・マン
ションにつきましては、ワンルームタイプが非常に多いとか、頻繁に入退居がござい
ますので、分譲タイプや公営住宅と比較いたしますと、分別排出に対する意識が浸透してい
ない状況があるのではないかと想定されます。

それから、アパート・マンションの管理される立場から、ごみの収集日毎に管理に行け
ないので、そうした管理業務を軽減するという意識もあるのかなと思います、あるいはご
み置場が十分に確保されていないという状況もあり、毎日取りに来ていただかないといけ
ないということになっている場合もございまして。だからアパート・マンションについては、
毎日収集がされるから、あるいは排出が可能ということになりますので、居住者への分別
排出の指導が十分行えていないことになるのではないかと想定しているところでございま
す。

そういう実態でございまして、何か資源化率を上げる、ご協力をいただくために大阪市
がとり得る方法等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。

○小畑委員 僕は京都市内に住んでいるんですが、京都駅前の小さい事務所を使ってい
ます。50軒ぐらいのマンションで、個人が半分と事務所が半分ぐらいのところ。確かに
入れ替わりが多いとかいろいろあって、周知徹底がしにくいという面はありますが、僕
もいろいろやっているから、分別してちゃんとせないかんという意識はすごく持っていま
すが、実際問題、仕組みとしてはマンションの1階にごみ置場があって、そこへ何でもい
いから毎日好きな時に持ってきてくださいということだけなんです。一切分別も何もせず
に、そこへいつでも置けるという状態ですね。

個人の意識は持っていますが、そういう仕組みになってしまっていたら分別の仕様も何も
ないという状況で、結構そういうところがあるのではないかと思います。その辺になると、
1つは、オーナーなり管理人にきっちり働きかけをして、分別するならするとか、それを

皆に徹底してくれとか、あるいは分別したものについて、紙なら紙はどこへ持っていけば受けてくれますよとか、そういうきめ細かいことをしないと、ただ四六時中いつでもいいから持ってきてくださいというだけが仕組みになっているところが結構多いと思います。その辺については、やっぱりオーナーや管理人との話し合いとか、そういうものをきっちりしていかないと、本人さんの意識だけを高めても、なかなか分別収集につながっていかないのではないかと思います。

○村田委員 アパート・マンションの件ですが、前提となる問題としてちょっとお聞きしたいのですが、マンションを建てる時に、大阪市の方で、例えば1階の廃棄物置場を分別するように設置を義務づけるとか、雨ざらしにならないように設置させるとか、そういった条例なり要綱なりというのはお持ちなんですか。あるいは、具体的な規制ですね。マンションの建て方の問題がまず前提としてあると思うんです。その辺をちょっと教えていただきたいのですが。

○村山課長 マンション等を設置される時に、大阪市の方は、再生利用対象物の保管施設を設置していただくための規定がございまして、条例でそれを規定いたしております。資源ごみ、容器包装プラスチック、それぞれに1㎡当たりどれぐらいの量が出るかという係数を出しまして、そのマンションなりアパートの戸数と面積に応じて、これぐらいの分別保管場所、保管施設を造ってくださいということできせていただいています。それを守っていただかないと建築することができないという状況になっております。

○宮川委員 実際、確保されているんですか。

○村山課長 それがいわゆる建築確認申請の条件になっていますので、図面上ちゃんと記載されて、建築された後、そういう形になっているかというのは、私どもの方から見に行くという形になっております。

○中根委員 今の確保しなければいけない量ですけども、実際にどれぐらいですか。と言うのは、3月とか9月とか転勤の時期に、アパートだったらごみがたくさん出るんですね。それを入れられるだけの容量があるのか。なければ、やっぱりはみ出してしまうということがあります。それから、年間通しての平均ではそれでいけたとしても、実際にかたまった時にそれが収納できるような形で確保されているのかどうかをお聞きしたいんですけど。

○村山課長 年間を通じて、確かにおっしゃるようにごみ量は変動いたしますので、例えば夏場に大量に出された時に、それがすべて収まるかどうかは、ちょっと疑問な面があ

るかもしれません。今までは出されるであろう量を推定した上で、必要面積ということで出させていただいております。例えばびん・缶・ペットであれば、1戸当たり 0.047㎡という係数、容器包装プラスチックであれば 0.048㎡という形で出しております。

ただ、ワンルームマンション等がございますと、非常に面積的には小さいですし、住まれている方がお一人とかいうことで、そういうところにつきましては、その係数に3分の1とかの補正をかけて面積的に出させていただいております。

○大橋委員 容積が具体的にどれぐらいのものになるのかはわかりませんが、取りあえず資源ごみのかごが1つ、容器包装プラスチックごみを入れる大きなかごが1つ、それ以外のごみが入るかごがあったら、それでOKだと思うんです。その分け方に関しては、入居時に、例えばお弁当の殻はここにこういうふうに置いてくださいみたいなことがきちんとルール化されて、守っていただける状況になれば、資源化とか分別という部分がもう少しましになってくるのではないかなと思いますので、そのきめ細かな指導と協力を得ていくことしかないのではないかと思います。

○武智委員 私は、マンション・アパートが自分の本業で、約 600世帯ぐらい経営しておりますが、実は昭和40年代、いわゆる鉄骨構造が始まった時あたりからの建築物と今の建築物の行政指導がどういうふうに変ったかということから説明しないと、的確な客観的な説明にならんとと思います。

今、村山さんが説明されたのは、行政指導がきちとなったのはいつからですか。条例化してやり出したのが、おそらくこの5、6年ぐらい前からじゃないですか。だから、最近建っているのは、パーセンテージで言うと何%にも足りないことであって、今はこうしてるよということであって、今まで建っているものは、99%村山さんのお答えに該当しないのではないかな。何ら客観的なお答えにならんとするんですよ。それは答案用紙としては成り立っても、我々が現実起こっている問題に対してどう対処するかという答案にはならない。まず99%は、そういう形で行われてないです。はっきり言います。

それで、どういうことになっているのかと言いますと、現実には非常に錯綜しておるんですね。まず、昭和40年代から50年代に建った建物は、そういうことに対して行政が何ら干渉しなかったのが、適当に取る場所をつくった。だから、道路に面しておらなかった場所なんかは、行政が取りにくいから業者に取ってもらってくださいよと。取りにくいから取れませんということで、皆さん、その時は景気がよかったから、「そうですか」ということで、行政に無理を言わずに、「自分で取りますわ」ということで業者に頼んだという経

緯が多かったですね。

それから、今言われたようにだんだんと行政と市民側の話し合いの中で、これからは道路に面して取りやすいところにつくらないと行政が取りませんよということが徹底したので、それからの建物で行政に取ってもらいたいと思う人は、皆、道路縁につくった。行政の指導を得ながらつくったけど、今村山さんが言ったような指導は、まだその時にはなかった。ごく最近、そういうことになったということで、非常に現実には錯綜している。

それで、一番の問題点は、道路に面していないところは、皆、有料で取ってもらっている。自前で金を払って取ってもらっている。そして、道路に面しているところは、金を払わずに行政に取ってもらっている。同じ固定資産税を払いながら、なんで片一方は行政がただで取り、片一方は有料で業者に取ってもらわないかんのやという不満が、業界に非常に蔓延しております。これはまた別の次元ですけどね。そういうふうに非常に錯綜している客観的な物理的現象がある。

また一方では、行政指導の中で地域振興会に入っている経営者団体、あるいはそういう関係の入居者と、そうでない分譲マンションの人たち、いわゆる地域振興会とかそういう町との関係を持たない入居者、全然意識が違うんですね。だから、今言ったように分別もしないし、そういうことの指導を受ける機会もないので、そのまま持ってきてそこへ置いているということになっております。

はっきり申しまして、条例がそういうふうになっておれば、もうちょっとその条例を深く突っ込んでいって、地域振興会に入るとか町会に入るとことは別の問題としても、いわゆる今の時代背景において環境問題に大いに取り組まないかんこととして、行政が環境問題の一環として「こういうふうにしなさい」という行政指導を入れるべきじゃないか。行政指導の一環に分別の問題なんかも入れていくようにしていけば、これがきちつとなる。ひいては地域振興会にも入って一緒に連携しようじゃないかと、誘導的要素も起こってくる。やっぱり行政がもうちょっと踏み込んだらどうかと僕は思っております。これはまた、ある機会にはそういう提言もしたいと思っております。

言いたいことはようけありますけど、この辺にしておきます。お答えの仕方も、村山さんには非常にお気の毒ですけど、非常に優秀な答弁ではございますが、今の状態においてはそれは何ら解決になっていない。99%行われておらない、今から行おうとしていることであつたということに訂正しておいてください。聞いた人が、うまくいってると思うと困りますよ。以上でございます。

○辻課長 貴重なご意見ありがとうございました。

○武智委員 皮肉じゃないですよ。

○辻課長 いや、そういうご意見がいただきたかったんですよ。武智委員が今言われたように、大阪市のごみ収集施設の設置基準ができてくるのが昭和49年なので、それまではごみ置場をきちっと造りなさいという行政指導はなかったと思っています。まさに40年代から50年代の初めということで申されました、武智委員のご意見はまったくその通りかなと思います。

ごみの問題も、我々、人間として生活している以上、絶対発生する問題で、これは放置できない。ごみの存在場所をきちっとした上で、適正に処理をしていく。住んでおられる方も所有者も、ごみの問題について責任を持っていただくということが必要ではなかろうかと思います。従って、そういう問題としてとらえた時には、許可業者を取ってもらっているから、直営で取ってもらっているからということではなしに、住んでおられるところをお互いにきれいにしていこうという立場で、お互いに協力してやっていただく必要があるのではないかと思います。

○武智委員 僕が言いたいことは、情報発信とコンプライアンスを、今、非常に行政が言っておられる。これは、市民参加ということに対して一番大事なコンプライアンスですよ。行政と市民とが接点を持つ。条例も、これなんかをコンプライアンスとして取り上げないといけない。そして、ごみの問題を皆で1つの固いベースをつくらないといけない。その土俵をお互いが守りましょうと。市民サイドはこの程度は守ります、行政もこういうふうにしてください。そしたら、市民も行政もいいじゃないですか。行政は、はっきり言って市民のためにお仕事させてもらいますよと。これでいいじゃないですか。遠慮はいらない。行政がもっと踏み込まないといかん。

○東元専門委員 私どもも、今日、このデータを拝見して、8ページの2番の課題の表を見ますと、業者収集と直営収集にすごく数字の差があるので、ちょっと悩ましいなあと思って見てはおります。先ほど大阪市さんからもその理由についてのご説明があったわけですけれども、この数字の差は何かということを考えてみますと、やはり大きく2つあると思います。

1つは、コストの関係。ここではちょっと出ていないのですが、直営の収集については週2回、資源ごみ・容プラについては週1回ということで、原則無料、全量税金で賄われている。それは当然市民サービスということになるのだと思いますが、資源ごみについて

も無料で収集してリサイクル、資源化されているということですが、我々は民業ですので、家庭系であっても「毎日取りに来てください」という要望があれば、料金をいただいて回収させていただいている。そこに大きく違う点があります。

例えばイレギュラーなケース、これは結構あるようですが、大阪市さんは基本的に週に2回しか回収に来ません。地域によって曜日も違いますけれども、その週2回では足りないので、残りの4日間を業者に委託しているというところも実はあるんですね。これは、ある意味すごく利口なオーナーさんかなという気もちょっとしてるんです。業者に全面任せると、当然月額いくらという料金をお支払いせないかん。せめて週2回でも無料で賄えれば、その分は少しコストが軽減できる。それと同時に、資源ごみとか容プラについても、直営にお願いしているというのがあります。そういったイレギュラーなケースもあります。

この数字の資源ごみ 500 t とか、容器包装プラについては、啓発があまりにも不足して、5 t という数字はほとんどないに等しい数字と思ってちょっと反省もしているところですが、特に資源ごみについては、いわゆる独自ルートで回収して、その後自分のところで賄っているというケースも実はあります。と言うのは、びん、缶、ペットは、ご存じのように、今、市況が非常にいいということで、びんは少しコストがかかりますけれども、特に空き缶、アルミ缶、スチール缶、ペットについては基本的に有価で取引がされています。ここの数字には反映されていないですけれども、我々が収集したものを大阪市の焼却工場に持ち込むのではなくて（平成6年からコンテナを設置）、独自ルートで再生業者に流通しているというケースもありますので、ここについては、我々とすれば、やはり費用の問題を考えると独自ルートでやった方が今はいいだろうということも少し言えるのではないかと思います。

当然、市に持ち込めば、許可業者が収集している家庭系は有料で、キロ5円80銭、大阪市の処理費を払って取っていただいている。一方、直営さんが収集されているのは基本的には無料です。資源ごみも無料です。我々が資源ごみを入れれば、お金を払わなくてはならない。それよりも独自ルートでやった方が、経済的なことで言うとメリットがある。

それから、先ほどワンルームの話があったのですが、大阪市はワンルームマンションがかなり多い地域だと思います。特にワンルームマンションというのは管理人さんがいらっしやらないということで、正直言って、ごみの置き場所とか排出のマナーとかもあまりよくありません。我々が今回回収している割合で、全体の30%ぐらいはワンルームマン

ションではないかと言われてはいますが、今日いただいている資料の8ページの現状では契約件数1万1,000件あるということで、確か7、8年ぐらい前、平成11年ぐらいに出ていたデータでは9,300棟ぐらいのマンションを回収していたということですから、この7、8年でかなり件数は増えているのかなと。ごみの量についても、当時、月に大体9,000tぐらい収集していたということもあるので、そういうことからすると、件数は増えているのですが、ごみの量は当時よりは3万t近く実質減っているということになります。

決して我々も家庭系を資源化していないということではなくて、そういったコストの問題と、それから置き場所の問題ですけど、先ほど武智委員がおっしゃった道路に面したところは直営で、奥まった不便なところは業者ですよというイメージもあるかと思いますが、我々も道路に面したところも取っていますので、決して引っ張り出し作業のところばかりではない。ただ、引っ張り出し作業をするところが多いのは事実です。

それと、大阪市さんの指導では、今、特に大きな規模のマンションは、大半が1階若しくは地下に貯留槽、いわゆるロータリードラムと言って機械式の貯留装置を設けておられて、その前にターンテーブルを設けて、車が前から入っても必ずまた前進で出てくれるようなシステムを推奨されていると思います。そういったところで、かなりこの何年かの間で状況が変わってきているのかなと。

皮肉ではないですけど、結構大阪市さんはそういうところは取っておられる。我々は、あまりそういうところは取っていないかなという気はちょっとしています。そういうことで、この数年でごみの置き場所の問題というものもかなり変わってきているということで、多少資源化というものにも影響しているのかなと思います。

もう1点は啓発ですね。これが足りないのはやっぱり事実だと思います。許可業者収集の部分については、大阪市さんがあまり積極的に啓発をされていないので、業者任せというようなことに実態としてはなっている部分があります。我々も当然啓発しなければいけないのですが、やはり大阪市さんの方からも、積極的に強い啓発指導をしていただくということも大切かなと。

それと、最後になりますが、我々業者仲間でも、家庭系の収集については資源ごみと普通ごみと、例えばかごの色を変えて、普通ごみはブルーのかごを、資源ごみなんかですと黄色のかごを置いたりという工夫、取り組みもされたり、チラシを積極的にまかれたりという業者さんもおられますので、参考にさせていただければと思います。

○中根委員 特にアパート・マンションについて、ここにも書いていますけど、分別排出の意識が十分浸透していない。現実にはそういうふうな問題がたくさんあると思いますけれども、例えば大阪市が収集されている場合でも、許可業者の方でされている場合でも、いずれもそれが分別されていない場合、それをどうされているんですか。その場で収集せずに、指導して、分別してくださいと置いていかれるのか、それともそれは目をつぶってそのまま持っていかれるのか。そのまま収集されていると、いつまでも指導が浸透しないと思いますが、具体的に未分別のものがあつた時にどうされているのか。

それから、先ほど武智さんからもおっしゃいましたが、先ほどのご回答では、そういう場所を確保するようになったのは最近だと。それでは、その他のはみ出したりあふれたりしている事例がないのか、どういうふうになっているか、事例をちょっと教えていただきたい。

○村山課長 分別を始めたころは、市民の方も何を分けたらいいのかということがよくわからない、特に容器包装プラスチックとか、そういうのは非常に難しいということもありまして、迷われているケースが多々ございました。混入しているというのでもございました。その時は、一応「このごみは取れません」というシールを作りまして、それをゴミ袋に貼って置いていたり、あるいはその場合は取りますけれども、収集しても、後で「こういうところでこういうごみが混入していたから」ということを報告を受けて、そこへ啓発に行くということをしてまいりました。

今でも目に余る場合はそういうことをやっておりますけれども、それが完全にし切れているかと言うと、なかなかし切れていない状況があるとは思っています。ですので、大阪市では、資源ごみ2万9,000t、容器包装プラスチック2万tというふうに収集をしておりますけれども、これも私どもで考えている、これだけ出だろうと思われる量よりも、まだかなり少ない量でございます。現実には、やはりおっしゃっているように、まだ普通ごみの中に混入している状況があるのだろうと思っております。大阪市自身も、その普及啓発については粘り強くやっていく必要があると考えております。

併せて、先ほど東元委員からも、大阪市としては許可業者のアパート・マンションの啓発にさほど熱心ではないのではないかとご指摘をいただいておりますけれども、その点についても、同じ家庭系のごみですので、大阪市としても分別していただくような取り組みを強めていかなければならないかなと思っております。

もう1点、実際に設置場所がない状況のところでも大阪市が取っているところはありま

す。そういうところは、出す日を予め決めさせていただいていますので、週1回、排出場所にきちんと出していただくということをお話しさせていただきまして、それを回収させていただいているという状況でございますので、必ずしもごみ保管場所が設置されていないところは取っていないというわけではないということです。

○辻課長 ちょっと補足させていただきますと、ごみの収集については非常に歴史は古いですけど、資源ごみとか容器包装プラスチックの関係は、それぞれリサイクル法ができてから大阪市も取り組みを進めてきたということで、今までは市民の方に排出についてのご協力をいただく施策を進めてきました。けれども、今おっしゃっているように、実際に協力が上がらないのをどうするのかという問題もありますので、これまでは、普通ごみを黒い袋とか紙袋とか何に入れて出していただいてもいいとなっておりましたけれども、これからは透明の袋を使ってください、中身の見えるごみ袋を使ってくださいということで指導をさせていただきます、平成20年1月から実施したいということでございます。

そういうことで、できるだけ資源ごみとか容器包装プラスチックの方へ出してくださいというご指導を市民の方への説明会等もやりながら、ご協力を得ていこうと思っておりますので、もうちょっと見ていただいたら、資源化率も向上するのではないかなと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○宮川委員 行政収集の方は透明化という形に来年からなりますけれども、許可業者が収集するごみ袋に関しては、現状のままという形ですか。現状のままでしたら、またワンルームなんかは黒い袋で出して、何が入っているかわからないという可能性があります。ワンルームに関しては、オーナーさんの意思と、不動産屋が入居時に説明するとか、「これは分別してください」というのを徹底されないと、独り暮らしということで、何でも入れて黒い袋の中に混在する恐れがありますから、できれば透明化という形の方が、出す方も気がひけると思ひます。そういうふうに持っていかれた方がいいかなと思ひます。

あと、先ほど条例で、独り暮らしの場合、係数に3分の1をかけた面積云々とあつたんですけど、最近、独り暮らしになると、生活が便利になっていますので、ペットボトルとかいろんな容器包装を買われる比率が上がると思ひます。そこら辺、かえって4人世帯とかより比重が高いのではないかなと思ひますので、ここを一回検討していただければと思ひます。

○武智委員 私は、現場からの考え方ですが、非常にダイレクトな言い方をすれば、現実に大阪市は、分別について非常に熱心に地域振興会に行政指導をいい意味でやっていた

だいて、初めは「大変なことやなあ」ということで、皆ちょっとアレルギー反応があったけれども、約1年ぐらいの間に板に付いて、今は非常に熱心に婦人会あるいは婦人部がそれに取り組んで、振興会に入っている組織はほとんど完璧を期しているんですよ。これは、行政の能力が非常に浸透したという実例なんですよ。それから、社会背景の上でも、非常にいいことをしているという自負心にもなっているんです。だから、自信を持って、このやり方を進めてほしい。

ただし、地域振興会に入っていない、特にワンルーム型のマンション、あるいは分譲マンション、特に今建っているマンションには、早くそういう指導ができるパイプ、振興会に入れというのではなくて、この問題だけに絞った1つの道をつけて指導をしておかないと。

初めが大事ですよ。新築に入ってきた当座は、皆、言うこと聞きますよ。だから、管理人にはっきりそれを指導して、行政指導ということをはっきり打ち出してやるべきですよ。そうしないと、私らに言わせたら、指導しにくいところはほったらかし、既存の組織なんかは、そこへ水を流したら勝手に流れると。それは一番楽な行政指導で、一番難しい行政指導をしていってもらったら、我々、頑張ってるなということで非常に感謝しますよ。ぜひしてほしい。

そうしないと、今度は逆にやっている連中が嫌気がさすんですわ。同じ町でそういう組織に入っていない連中は、めちゃくちゃなことをしよる。こっちは一生懸命に行政指導どおりにやってる。評価が同じだと、だんだんとそっちでもいいじゃないかとなりますよ。グレシャムの法則でそっちへ行っちゃうんですよ。それで一ぺん膿んでしまったら、もう元へ戻りません。だから、特に廃棄物に関しては、法律によってこうなっていると思わさないといかん。絶対に妥協はないと。これはお願いしておきます。これは今日のテーマと違いますけど。

○谷課長 先ほど事業系の袋の件でお話があったと思いますが、許可業者さんが集めております事業系のごみにつきましても、来年1月から袋で出される場合は透明袋でお願いするというので、先日来、許可業者さんの集めておりますところがほぼ10万件ほどありますが、その10万件に対してダイレクトメール等々のご案内を差し上げております。それと、東元さんのおられる許可業者さんの団体を通じてPRということもお願いしております。ですから、事業系のごみにつきましても、袋で出されるごみについては透明ということをお願いすることにしております。

○宮川委員 それは、許可業者さんに対してはお願いしているけど、個別にはお願いしていないんですか。

○谷課長 排出者10万件ほどございます。その10万件に対してお手紙、ダイレクトメール等々を送らせていただいております。

○宮川委員 と申しますのは、京都市のごみ処理場に行きまして、許可業者が排出された袋を見ましたら、全部黒とかなんです。中を開けると、紙ごみとかいっぱい混在しまして、透明であればちょっと心が痛むのですけれども、真っ黒ですからいろんなものを混在されている。できれば透明の方がいいかなと思いました。

○辻課長 この取り組みは、販売店さんの方にもご協力をお願いして、黒いごみ袋は売らないでねというご協力もお願いしていきますので、成果が出てくるだろうと我々としては思っております。

○花嶋委員 非常に素朴な疑問ですけれども、このアパート・マンションの収集の8万tについて、今後、直営にというか、1つのルールに是正していくということはないのでしょうか。もちろんいろいろな事情があるでしょうし、また直営の人員とか許可業者さんの営業権の問題とかもあるでしょうけれども、最終的には1つのルールでやっていくというようなことを考えていらっしゃるのか、それとも今はこのままで行こうというふうに考えていらっしゃるのかについて、お聞きしたい。また、市民の側からすると、同じように税金も払ってやっているのに、どうしてうちは取ってくれないのだろうという疑問があるのではないかと思います。そこについてはどうお答えになるのかなと、ちょっと疑問に思いました。

○谷課長 アパート・マンションを許可業者さんが収集する経緯につきましては、先ほど、東元さんなり武智委員からご説明がありましたように、それぞれの施設の経緯、管理形態、いろいろ事情があつて、長い歴史的な経過があると思います。これについて、一方では、今おっしゃったように税金の二重取りだという論議があるのも事実でございます。ただ、これまでの経緯ということで、非常に難しいご質問ですが、現時点でどうこうという方針はまだ立てていない。今後、いろんな問題について検討を進めていく中で、この問題についても整理はしていかなければならないと思っておりますけれども、今のところ、現実の中でアパート・マンションについても資源ごみ量をどう増やしていくかという考え方に立っております。

○東元専門委員 花嶋先生から統一したルールというのは、非常にわかる部分ではあり

ますけれども、我々は、民業で許可をもらってやっているということで、当然お金をいただいていますけれども、これは別に不満とかではなくて、実際、アパート・マンションというのは、正直言って我々もお金がすごい取りにくいんですよ。皆さんどれくらいお支払いになっているか、武智委員はよくご存じかと思いますが、なぜかと率直に言うと、大阪市はただで、それをあえてお金を払って頼んでいるからということです。そういう意味では、直営と業者の二本立てというのは、排出事業者さんにとっては使い勝手のいいところではないかと思っているんです。と言うのは、ごみ処理料金の算出方法は、マンションの場合、1戸当たりいくらという考え方もありますし、出た総量でいくらという両方の考え方がありますが、いまだに1戸いくらというのがあるんですよ。「えーっ」と思われると思いますけど、例えば1世帯 100円とか 200円とか、そういうレベルのところもあるんです。ということは、1日に直したら何円ですか。

○花嶋委員 一月？

○東元専門委員 はい。1戸当たりですね。仮に 200円の契約をしていたら、10世帯あったら月額で 2,000円ですよと、そういうレベルなんですね。ごみの量からいくと、それこそ最低でも 1,500円とか 2,000円とかほしい世帯ですけど、家庭系はただという感覚を皆さんお持ちなので、すごく下げないと取れないというのが実態ですね。今申し上げた 1,500円とか 2,000円もらえているところは、あまりないのと違うかなと。

一方、これはちょっと視点が違うかもわかりませんが、共益費って取られていますよね。ですから、当然そこにはごみ代も含まれているというような感覚で我々はいますけど、そのところが不動産と我々の業界では違うので何とも言えないですけど、すごく安く毎日取って、アパート・マンションの衛生状態が確保されていますよという意味では、僕は大阪市特有というか、独自のスタイルだと思います。それはそれで、自分で言うのはなんですけど、すごくいい部分ではないかなと。一方では、確かに分別の問題とかいうことになった時に、統一的なルールというか、不公平みたいなところは感じられるかもわからないですけど、ごみの処理、衛生ということを考えると、毎日取って非常にリーズナブルな価格で処理されているという部分では、我々もすごく市民サービスしているのと違うかなという自負はあるんです。

○中根委員 ちょっとそれでお聞きしたいのですが、片方は税金で賄って収集しているわけです。片方は民間ですから、それで本当にペイするんですか。

○東元専門委員 今申し上げたように、正直言って、その点だけでとらえたら、ちょっ

と採算は合わないですよ。ただ、そこだけを取っているのではなくて、いわゆる事業系とか家庭系も含めて我々ルート回収しています。アパート・マンションだけを取っているということで、もしそういうコストであれば、それこそ補助金か何かもらってやらないと、実際やれないのではないかという気はするんです。全体でというか、事業系も含めてやっていますから。

○中根委員 だから、私は逆に、前から言っていますように、家庭系も全部有料化すべきだと思うんですよ。そしてバランスを取っていかないといけないのではないかと。そのことによって排出量も減るのではないかなと思っています。

○武智委員 ちょっとイレギュラーなことになってきたような感じがしますが、私は全国の賃貸住宅の会長もしている関係で大阪の会長もしておりますが、大阪の我々の組織、賃貸住宅の民間の社団法人の組織は、ずっとこれをやかましく言っているわけです。

もう1つは、ちょっと余談になりますけど、はっきり申しまして、東京都が税制の面で70%の固定資産税を65%に減らした。5%下げた。大阪市は急にいかんということで、我々も2、3年前から辛抱しておりますが、70%のまま据え置いている。この税制の問題と、こういう問題、全部積み残しになってきているわけです。今、いろんな点で大阪市は改革等をやっているし、合理化またコンプライアンスと言っているから、早晚別の角度から、この問題もしていかないといかんと私は思っております。

これも、確かに常識論から言うと、非常に不自然なものがそのまま残っている。経過は経過として、そのまま放置されているということではいかんのではないかと。どういうふうに取り扱っていくかという姿勢が大事だと思います。そういうことで、当局にもよろしくお願いしておきたいと思います。

○郡塙会長 ほぼ時間が来ていますけれども、何かさらにこれだけはということがございましたら、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それでは、今日いただきましたご議論を踏まえた上で、もう一度事務局の方でご検討いただき、答申に向けての案を作っていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。一応、本日はこれにて閉会したいと思います。事務局から何かございますでしょうか。

○辻課長 貴重なご意見、ありがとうございます。最後はいろいろ歴史の問題からコンプラの問題までご提起いただきまして、ありがとうございます。

事業系ごみの問題について昨年の9月からご審議をお願いしてまいりまして、ご審議い

ただ課題につきましてはこれで終了させていただきますけれども、次に答申に向けた素案みたいなものにつきましてご審議をお願いしたいと思っております。さらに、今日、郡 郷会長からご提起いただきました他の自治体のユニークな取り組みも我々として調査して見まして、答申の素案と併せてご議論いただけたらと思っております。

次の審議会の日程でございますけれども、市長選挙等がございます、次回は12月21日の金曜日、午後2時ぐらいからということで、場所等につきましては、また調整させていただきますましてご連絡を差し上げたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

○郡郷会長 それでは、よろしくお願ひいたします。今日は、どうもありがとうございますました。

○並河課長代理 委員の皆様には、長時間にわたりましてありがとうございました。次回もどうぞよろしくお願ひいたします。

閉 会 午後4時28分